

「あいち消費者安心プラン2024」施策目標の改正について

1 該当施策及び目標

目標3 消費生活の安全・安心の確保

～安心して商品・サービスを選択できる暮らしの実現を目指して～

取組1 食の安全・安心の確保

(1) 食に関する総合的な安全対策の推進

施策番号116 《^ハCCP^サによる食品の安全確保》^ツ(※)

食品等事業者を対象に、パンフレット等によるHACCP制度化の周知・指導を行うほか、説明会や個別相談会を開催することにより、HACCPの導入を支援・推進します。

数値目標等 HACCPに基づいた自治体認定制度に基づく新規認定施設数

目標(2024年度): 5施設(毎年度)

※ 最終製品の検査によって安全性を保証しようとするのではなく、製造における重要な工程を連続的に管理することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理の手法

2 改正理由

食品衛生法の一部改正(2018年6月)により、2021年6月1日から、原則として全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の実施が義務付けられたことに伴い、同年5月31日をもって「愛知県HACCP導入施設認定制度」を廃止したため。

3 改正内容

施策番号116 《HACCPによる食品の安全確保》

食品等事業者を対象に、HACCPの導入を支援します。

数値目標等 食品衛生責任者の養成人数

目標(2024年度): 5,550人(毎年度)

上記法改正に係る厚生労働省令において、営業者は、施設の衛生管理にあたって中心的な役割を担う者として食品衛生責任者を定めることとされ、併せて食品衛生責任者の資格要件が規定された。

食品衛生責任者は、食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格要件を満たす者及び調理師、製菓衛生師、栄養士等の食品衛生に関する一定の知識を有する者のほか、都道府県知事等が行う養成講習を受講した者のいずれかに該当するものとされている。